

国立大学法人長崎大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程において、本給月額及び期末特別手当の額は、文部科学省に置かれる国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、これを変更できることと規定しており、学長が業績に応じて決定している。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

本学の給与に関する規定(規程及び細則)の参考としている一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が平成17年度人事院勧告を受けて改正され、俸給月額が0.3%引き下げられたこと、期末特別手当の期別支給割合が0.05月分引き上げられたことに伴い、法人の長の本給月額を0.3%引き下げ、期末特別手当の期別支給割合は0.025月分引き上げた。ただし、官民格差に相当する調整は行っていない。

理事

法人の長と同様

理事(非常勤)

改定なし

監事

法人の長と同様

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,800	千円 13,736	千円 5,652	千円 412 (調整手当)		
理事 (5人)	千円 73,823	千円 49,800	千円 20,697	千円 2,113 (調整手当) 457 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,863	千円 3,863	千円 ()	千円 ()		3月31日1名
監事 (1人)	千円 13,526	千円 9,384	千円 3,861	千円 281 (調整手当)		3月31日1名
監事 (非常勤) (1人)	千円 3,863	千円 3,863	千円 ()	千円 ()		

注: 「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する常勤役員に支給されるものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

人件費予算は、適切な管理と増大の抑制を図るとともに、戦略的な取組に円滑に対応するため、部局への配分を行わず事務局で全額を一括管理とした。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、現に受けている本給の昇給及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。(国家公務員の給与制度に準拠)
特別昇給	勤務成績が特に良好な職員について、前述にかかわらず上位の号俸に昇給させることができる。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格:勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

本学の給与に関する規定(規程及び細則)の参考としている一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則が平成17年度人事院勧告を受けて改正され、俸給月額が0.3%引き下げられたこと、期末・勤勉手当の支給割合が0.05月分引き上げられたこと、配偶者に係る扶養手当の支給月額が500円引き下げられたことに伴い、本学における職員の本給月額を0.3%引き下げるとともに、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げ、期末・勤勉手当の支給割合は0.025月分引き上げた。ただし、官民格差に相当する調整は行っていない。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,856	44.9	7,151	5,178	49	1,973
事務・技術	428	43.9	5,933	4,329	60	1,604
教育職種 (大学教員)	840	47.5	8,773	6,309	45	2,464
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	332	40.1	5,423	3,955	44	1,468
技能・労務職種	52	54.1	5,513	4,020	59	1,493
海事職種	15	44.4	7,479	5,431	0	2,048
海技職種	19	48.6	6,245	4,558	0	1,687
教育職種 (附属高等教員)	24	40.2	7,162	5,290	72	1,872
教育職種 (附属義務教育学校教員)	49	39	6,814	5,022	61	1,792
医療職種 (病院医療技術職員)	93	41.4	5,569	4,067	56	1,502
その他医療職種 (看護師)	3	50.5	6,284	4,563	18	1,721
その他	1	-	-	-	-	-

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	90	44	3,536	2,622	61	914
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	46	48.7	3,472	2,571	69	901
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	32.8	4,432	3,326	2	1,106
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	17	53.1	3,762	2,774	72	988
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	29.9	3,385	2,524	43	861

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員の「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3：「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種を示す。

注4：「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種を示す。

注5：「教育職種(附属高校教員)」には、附属養護学校教員を含む。

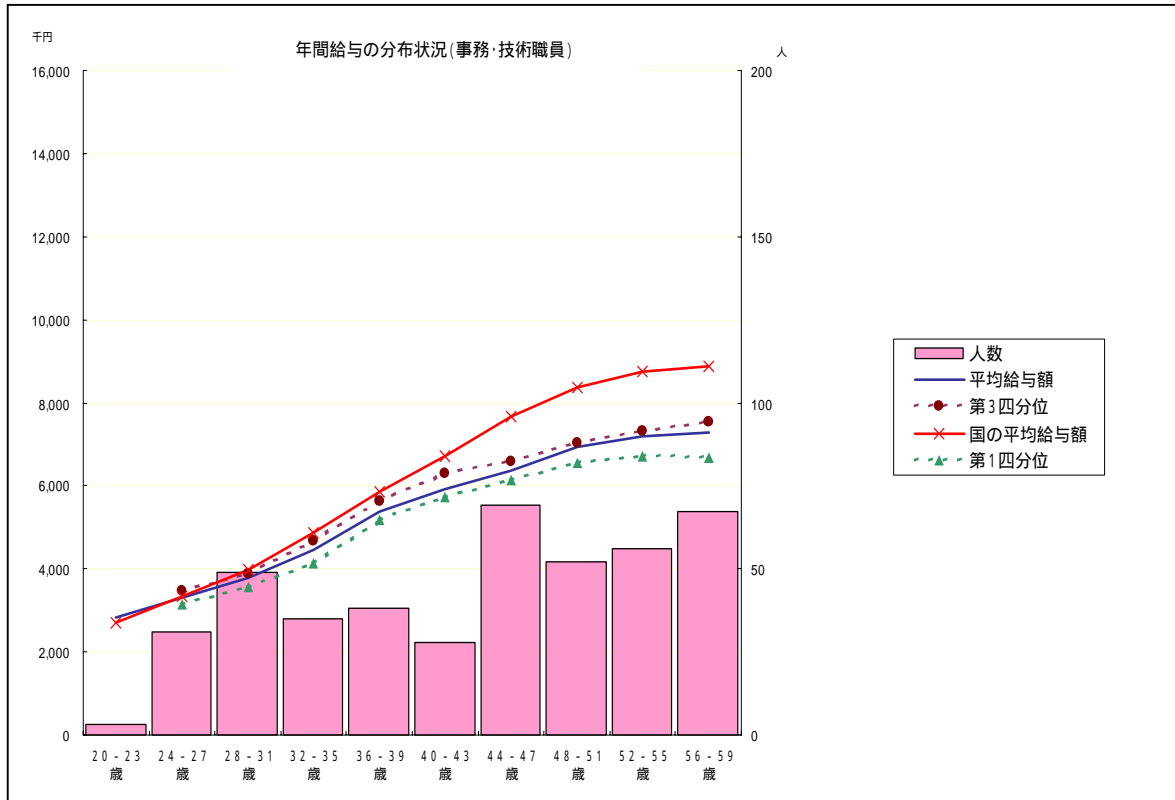
注6：「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注7：「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外に勤務する看護師及び保健師を示す。

注8：「その他」とは、病院以外に勤務する臨床検査技師を示すが、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

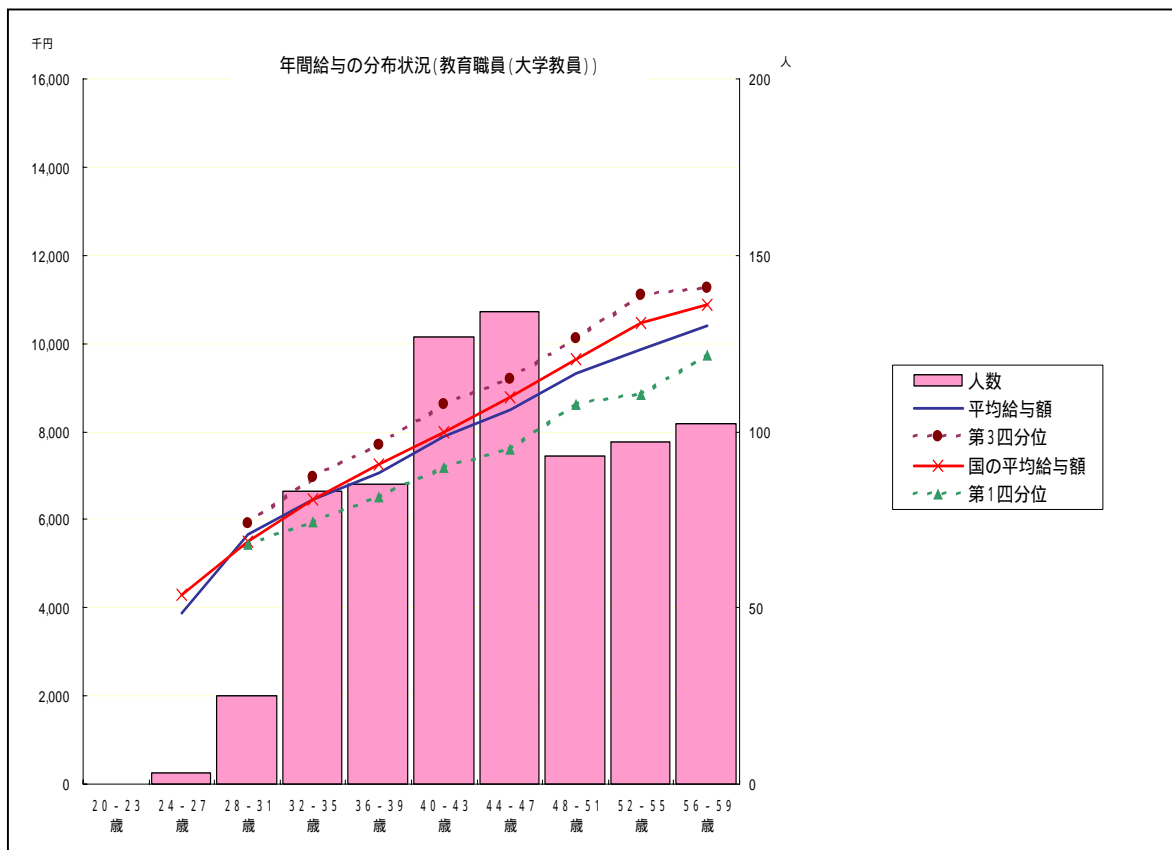


注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。 まで同じ。

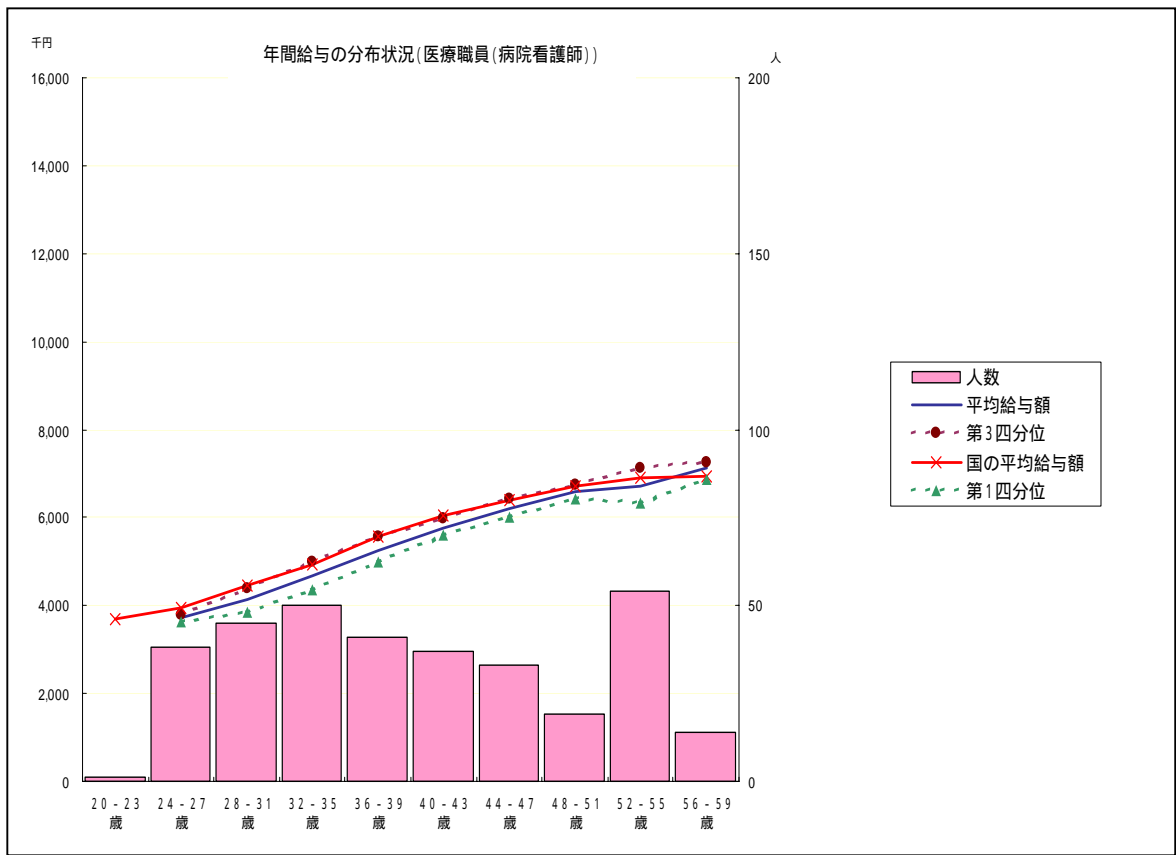
注2: 「四分位」とは、ばらつきの度合を示す指標である。

「第1四分位」とは年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者は3人のため、第1・第3分位折れ線は表示していない。



注: 年齢24～27歳の該当者は3人のため、第1・第3分位折れ線は表示していない。



注：年齢20～23歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与に関する折れ線については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	5	56.3	10,284	10,535	10,676
課長	28	54.2	7,417	8,188	8,894
課長補佐	37	54.8	7,125	7,283	7,434
係長	179	48.5	6,288	6,487	6,816
主任	88	41.2	4,786	5,326	5,847
係員	91	29.3	3,337	3,653	3,826

注： 本法人には「本部課長」及び「地方課長」の区別がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」を記載した。なお、「課長」には課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	285	56.1	10,256	10,922	11,477
助教授	215	45.7	8,237	8,655	9,209
講師	104	44.1	7,527	7,875	8,511
助手	219	40.1	6,253	6,612	7,074
教務職員	17	40.7	4,693	5,343	5,906

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	4	55.5	-	7,527	-
看護師長	111	48.4	6,041	6,473	6,888
看護師	216	35.5	3,976	4,759	5,462

注1： 看護部長は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2： 副看護部長は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位は記載していない。

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	主任・係長	係長・補佐	補佐・課長	課長・部長	部長
人員 (割合)	428人	50人 11.7%	67人 15.7%	215人 50.2%	62人 14.5%	21人 4.9%	8人 1.9%	5人 1.2%
年齢(最高～最低)		31～21歳	45～28歳	59～35歳	59～31歳	59～51歳	59～47歳	59～52歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,885～1,978千円	3,833～2,496千円	5,137～3,383千円	5,664～4,695千円	7,193～5,187千円	6,947～6,439千円	7,912～7,437千円
年間給与額(最高～最低)		3,803～2,707千円	5,147～3,416千円	7,046～4,722千円	7,759～6,468千円	9,438～7,337千円	9,321～8,836千円	10,901～10,258千円

区分	計	8級	9級
標準的な職位		部長・局長	局長
人員 (割合)		0人 %	0人 %
年齢(最高～最低)			
所定内給与年額(最高～最低)			
年間給与額(最高～最低)			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	840人	17人 2.0%	227人 27.0%	100人 11.9%	215人 25.6%	281人 33.5%
年齢(最高～最低)		53～26歳	64～26歳	60～31歳	64～32歳	64～42歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,610～2,621千円	5,945～3,280千円	6,834～4,257千円	7,429～4,614千円	9,956～5,771千円
年間給与額(最高～最低)		6,380～3,587千円	7,880～4,370千円	9,339～5,887千円	10,192～6,460千円	13,930～8,140千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	332人	2人 0.6%	222人 66.9%	80人 24.1%	24人 7.2%	3人 0.9%	1人 0.3%	0人 %
年齢(最高～最低)			56～23歳	58～34歳	58～45歳	56～52歳		
所定内給与年額(最高～最低)			5,110～2,399千円	5,377～3,610千円	5,173～4,473千円	5,916～5,163千円		
年間給与額(最高～最低)			7,034～3,273千円	7,388～4,981千円	7,341～6,319千円	8,154～7,303千円		

注1: 6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

注2: 1級における該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 67.5	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.6	% 32.5	% 33.5
	最高～最低	% 42.9～31.3	% 42.1～28.3	% 41.8～30.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.8	% 69.0	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.2	% 31.0	% 32.1
	最高～最低	% 38.3～30.6	% 37.1～27.8	% 36.4～29.6

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 65.9	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 34.1	% 35.1
	最高～最低	% 49.6～31.8	% 43.4～29.8	% 44.6～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 68.6	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 31.4	% 32.4
	最高～最低	% 42.9～31.0	% 39.8～29.1	% 41.2～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.1	% 63.8	% 63.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.9	% 36.2	% 37.0
	最高～最低	% 42.9～33.3	% 39.8～34.0	% 41.2～33.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 68.3	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.7	% 32.8
	最高～最低	% 40.4～30.8	% 37.9～28.8	% 39.1～29.8

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 85.7

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 99.1

(教育職員(大学教員等))

对国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 96.9

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員等)) 95.6

(医療職員(看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 96.0

対他の国立大学法人等(医療職員(看護師)) 98.1

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	16,462,763	16,601,626	-138,863	(-0.84)	-138,863	(-0.84)
退職手当支給額 (B)	1,723,809	1,344,343	379,466	(28.23)	379,466	(28.23)
非常勤役職員等給与 (C)	3,030,056	2,671,436	358,620	(13.42)	358,620	(13.42)
福利厚生費 (D)	2,376,340	2,310,247	66,093	(2.86)	66,093	(2.86)
最広義人件費 (A + B + C + D)	23,592,968	22,927,652	665,316	(2.90)	665,316	(2.90)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含み、法定福利厚生費を除いているため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費 対前年度比較

・給与及び報酬等支給総額

定員削減による欠員の増及び本給月額引き下げ等により、平成16年度に比べ0.84%減となった。

・最広義人件費

退職者の増、有期雇用職員及び人材派遣の増により、平成16年度に比べ2.9%増となった。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況(予定含む。)閣議決定に基づき文部科学大臣が中期目標で示した人件費削減の取組として、本学では中期計画及び平成18年度年度計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費を削減することを決め、現在削減の方針等を検討している段階である。

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」及び「人件費予算相当額」

・「給与、報酬等支給総額」 …… 16,462,763千円

・「人件費予算相当額」 …… 16,951,426千円

法人が必要と認める事項

特になし